

京都市立芸術大学大学院音楽研究科委託生に関する規程

(平成24年4月1日理事長決定)

第1条 京都市立芸術大学大学院学則第34条及び第38条による音楽研究科委託生（以下「委託生」という。）の取扱いは、この規程の定めるところによる。

第2条 国又は地方公共団体及び教育研究機関より、本学に委託生の依頼があった場合は、教務委員会及び当該研究室において受託について協議する。

第3条 委託生の入学志願資格は、大学院修士課程修了者又はこれと同等以上の資格を有する者とする。

第4条 委託志願には、委託願書、履歴書、卒業証明書、研究計画書及び所属機関からの委託状等書類を必要とする。

第5条 委託生の修業年限は、原則として1年とする。

第6条 委託生に関して問題が生じた時には、当該研究室及び教務委員会において協議する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。